

第 1 章 計画の策定にあたって

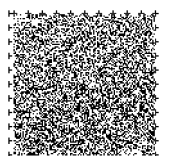
1 計画策定の背景

● スポーツの意義・価値・可能性

スポーツは、日々の楽しみや生きがい、心身の健康増進のほか、目標を達成する成功体験、活動を通して生まれるふれあいや仲間意識など、様々な形で人々に恩恵をもたらしているものです。また、スポーツの力が及ぶのは個人レベルにとどまらず、人々がともにスポーツに関わることによる地域社会の活性化や、世代・障害の有無を超えた共生社会の推進など、社会全体の視点でも意義があるものです。

スポーツの価値は、いかなる時にあっても変わることなく、地域の様々な課題の解決に寄与するものとされてきましたが、特に、新型コロナウイルスの感染拡大以降、日常生活の制限、運動機会の損失からくる健康への悪影響、また人との接触が避けられることによる社会の分断などが生じていると指摘され、こうした側面からも、スポーツの重要な価値が改めて認識されています。

このように、スポーツは個人として楽しさや喜びを得られるだけではなく、多くの人に楽しさや感動をもたらす、惹きつける力があります。また、スポーツを通じた交流により、顔の見える関係が築かれ、人々がつながり、相互理解が促進されるなど、スポーツには、地域の社会課題解決に資する役割が期待されています。



● スポーツ基本法

国は、スポーツの推進のための基本的な法律として「スポーツ基本法」を平成23(2011)年に制定しました。同法の前文では、スポーツについて、以下のように説明されています。

スポーツとは・・・

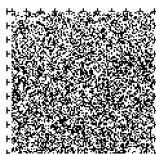
- ・世界共通の人類の文化である
- ・国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものである
- ・スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である
- ・人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものである
- ・人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである

同法ではスポーツに関し、国及び地方公共団体の責務を明文化しており、地方公共団体については、国の「スポーツ基本計画」(後述)を参酌して、その地方の実情に即した「地方スポーツ推進計画」を定めるよう努めることとされています。

同法の制定以降、スポーツ基本計画の策定、スポーツ庁の設置などが進められています。

■国・都におけるスポーツ振興の歩み

年	国	都	内容
平成23年	●		スポーツ基本法制定・施行
平成24年	●		スポーツ基本計画策定
		■	東京都障害者スポーツ振興計画策定
平成25年		■	東京都スポーツ推進計画策定
平成27年	●		スポーツ庁の設置
平成29年	●		第2期スポーツ基本計画策定
平成30年		■	東京都スポーツ推進総合計画
令和3年	●	■	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会
令和4年	●		第3期スポーツ基本計画



● スポーツ基本計画

国は、スポーツ基本法の規定に基づいて、平成24(2012)年にスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「スポーツ基本計画」を策定しました。この計画は、平成24(2012)年度から平成28(2016)年度までの5年間を計画期間として、「年齢や性別・障害を問わず、広く多くの人々が関心・適性に応じてスポーツに参画することができる環境を整備する」という基本方針が示されました。

その後、平成29(2017)年には、スポーツ基本計画の期間満了に伴い、平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までの5年間を計画期間として、「第2期スポーツ基本計画」が策定され、「スポーツで人生が変わる、スポーツで社会を変える、スポーツで世界とつながる、スポーツで未来を創る」という中長期的なスポーツ施策の基本方針が掲げられ、「スポーツ参画人口」を拡大し、「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことが示されました。

令和4(2022)年には、令和8(2026)年度までの5年間を計画期間として、「第3期スポーツ基本計画」が策定され、大きく2つのポイントが掲げられました。一つ目は、東京2020オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承や発展、二つ目は、国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すために、以下に示す新たな3つの視点が掲げられました。

第3期スポーツ基本計画における3つの新たな視点

・スポーツを「つくる／はぐくむ」

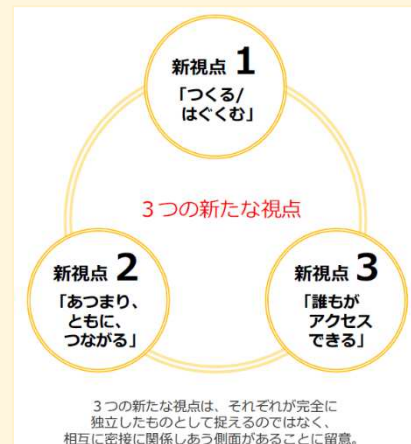
社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し・改善し、最適な手法・ルールを考え、作り出す

・スポーツで「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、課題の対応や活動の実施を図る

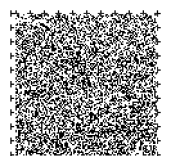
・スポーツに「誰もがアクセスできる」

性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違いによって、スポーツ活動の開始や継続に差が生じないような社会の実現や機運の醸成を図る



これらの中では、具体的には多様な主体の参加、スポーツを通じた共生社会の実現、住民誰もがスポーツに親しめる「場づくり」等がうたわれています。

また、第3期スポーツ基本計画の具体的な目標としては、成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%(障害者は40%)とし、また、1年に一度以上スポーツを実施する成人の割合を100%に近づける(障害者は70%を目指す)こととしています。



● 東京都スポーツ推進総合計画

東京都では、「東京都スポーツ推進総合計画」が平成30(2018)年に策定されています。これは、それ以前に策定された「東京都スポーツ推進計画」、「東京都障害者スポーツ振興計画」を統合したものであり、スポーツ振興全般について、障害のある人に配慮した視点を持って施策を普遍的に展開していくこととされています。

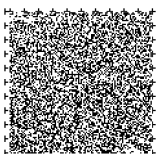
東京都スポーツ推進総合計画では、「本計画における障害者スポーツ振興の考え方」として、障害者スポーツを東京2020大会のレガシーとしていくとともに、障害者スポーツが社会に溶け込んだ東京を創るという決意が示されています。また、障害者スポーツについて以下のような内容が示されています。

障害者スポーツについて(東京都スポーツ推進総合計画)

- 障害者スポーツは、障害のある人が楽しめるようにルールや用具を工夫して行われるものですが、障害のない人も楽しむことができる、いわばユニバーサルなスポーツと言えます。
- 性別や年齢、障害の有無を問わず、全ての人々がスポーツを楽しむことができる社会を実現していくためには、スポーツ振興全般について、バリアフリー化やユニバーサル化といった障害のある人に配慮した視点を持って普遍的に展開していくことが重要です。
- 東京都は、障害者スポーツの未来を見据え、障害者スポーツの更なる振興に取り組むことにより、新たな東京の未来を創っていきます。

同計画では3つの政策目標として「スポーツを通じた健康長寿の達成」「スポーツを通じた共生社会の実現」「スポーツを通じた地域・経済の活性化」が掲げられています。

また、計画全体の数値目標としては、都民(18歳以上)の週1回以上のスポーツ実施率を70%(障害者は40%)とするなど、国の計画と同程度となっています。



● 区におけるスポーツ推進

区はこれまで、スポーツ推進について、「墨田区基本計画」において大綱を定め、「墨田区地域力育成・支援計画」に基づいて具体的な施策の展開を図ってきました。この「墨田区地域力育成・支援計画」は、2023(令和5)年には社会状況の変化等を踏まえた見直し・改定を行っており、計画期間は2025(令和7)年度までとなっています。

墨田区基本計画では、すみだのスポーツの目指す姿を以下のように示しています。

墨田区基本計画の内容

【令和7年度に目指しているすみだのスポーツの姿】

スポーツを「する・みる・ささえる」のうち、自分の興味・関心に合った観点でスポーツに関わり、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが気軽にスポーツを楽しみ、スポーツを通じた仲間づくりや、地域での交流が行われている。



(スポーツを“する”)



(スポーツを“みる”)



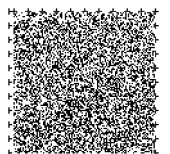
(スポーツを“ささえる”)

この姿を実現するために、年齢や国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが身近な場所でスポーツに親しめる機会を創るなど、全ての区民が生涯を通じてスポーツを楽しみ健康的な生活を送ることができる環境を整えます。

また、環境問題や感染症対策に配慮したスポーツ施設の管理運営を行うほか、計画的な施設の改修・整備を行うことで、誰もが安全・安心に利用でき、身近な場所で気軽に多種目のスポーツが楽しめる場を確保します。

一方、先に述べたようにスポーツには多様な価値があり、近年の社会状況の変化も踏まえたスポーツ推進に係る施策を計画的かつ総合的に講じていくことが求められます。特に、東京2020大会を終えたいま、そのレガシーを受け継ぎ、発展させていくことが必要です。

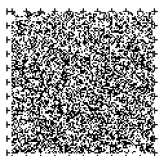
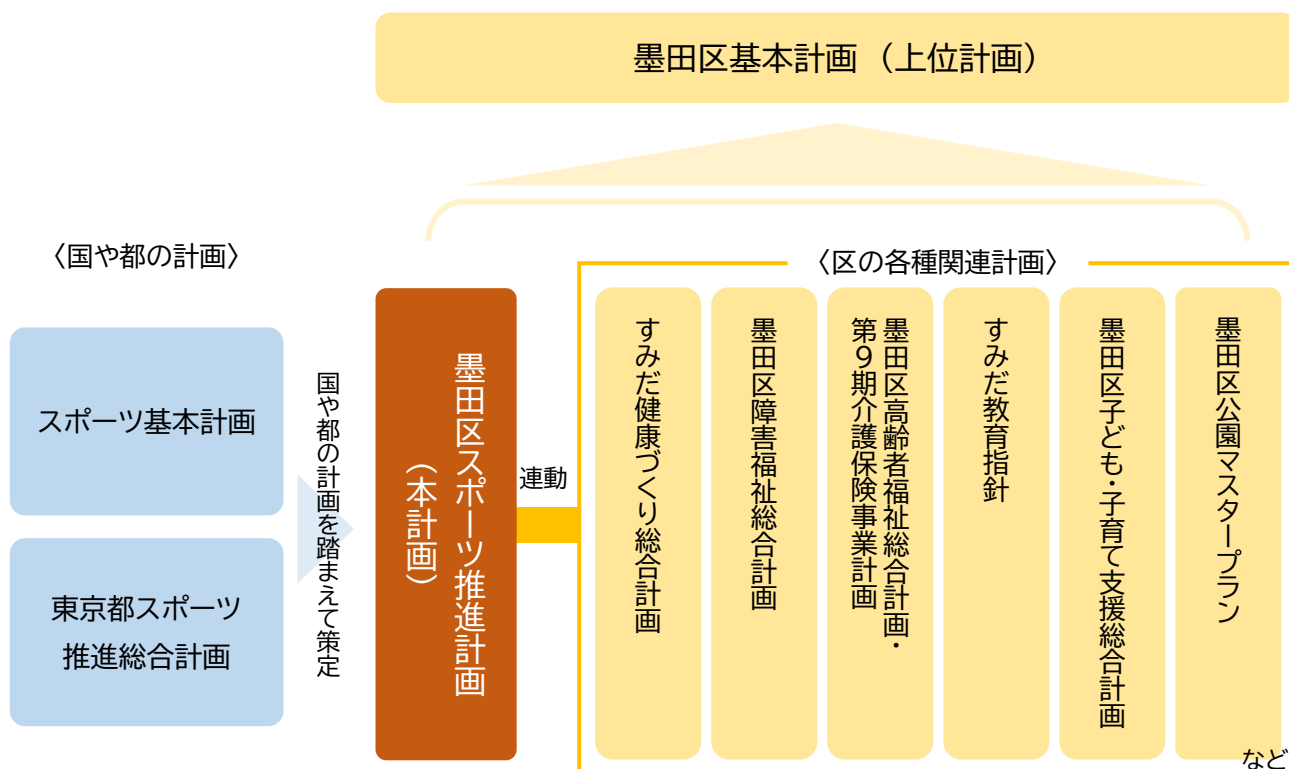
こうした状況の中で、区のスポーツ推進に向けて、新たにスポーツ施策の具体的な方向性を定める計画として、本計画を策定するものです。



2 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条の規定に基づく「地方スポーツ推進計画」と位置付け、国の「スポーツ基本計画」及び都の「東京都スポーツ推進総合計画」を踏まえて策定します。

区の関連計画としては、墨田区基本計画を上位計画とし、当該計画にある「区民が自由にスポーツを楽しむ機会をつくる」ことを目指してスポーツの推進を図る基本理念及び施策を具体的に定めた計画とします。また、「すみだ健康づくり総合計画」、「墨田区障害福祉総合計画」、「墨田区高齢者福祉総合計画・第9期介護保険事業計画」、「すみだ教育指針」、「墨田区子ども・子育て支援総合計画」、「墨田区公園マスタープラン」等の区の各種関連計画と連動した計画とします。



3 本計画における「スポーツ」の考え方

スポーツ(sport)は、ラテン語の「deportare(デポルターレ)」に由来する単語とされています。「deportare」は、「ある物のある場所から他の場所に移す」という意味から派生し、「心の重い、嫌な、塞いだ状態をそうでない状態に移す」、すなわち「気晴らしをする」、「楽しむ」、「遊ぶ」などを意味していました。この言葉が、古フランス語の「desport」を経て、現在の「sport」に至ったとされています。

本計画では「スポーツ」について、スポーツの語源を踏まえ、ルールに基づいて勝ち負けや記録を競うものだけでなく、目的意識を持って自主的に体を動かす活動まで広く捉えます。そのため、ランニングや軽いジョギングはもとより、室内で行う体操・ストレッチや筋力トレーニング、またペットの散歩や意識的な階段利用なども「スポーツ」に含めて考えます。同様に、「障害者スポーツ」についても、パラリンピック実施競技(東京2020パラリンピック競技大会では22競技)などの競技性の高いものだけでなく、障害のある方が障害の種類・程度などに応じて日常的に体を動かす活動まで広く捉えます。

また、本計画では、スポーツは「みんなのもの」だと捉えます。性別や年代を問わず取り組めるもの、障害のある方でも取り組めるものなど、様々なスポーツのあり方を視野に入れるとともに、スポーツを通じて生まれる人のつながりや、スポーツが地域の振興に資することにも焦点を当てて考えます。

4 本計画とSDGs

墨田区基本計画においては、当該計画における政策とSDGsのゴールとの関係が整理されており、本計画に関連する範囲としては、政策「生涯学習・スポーツ活動の輪が広がるまちをつくる」において、SDGsの全17のゴールのうち4つのゴール(下図)と関係することが示されています。スポーツ推進に係る区の個別計画である本計画においても、これらの4つのゴールの内容を踏まえ、本計画に定める施策の推進を通してSDGsのゴールの達成につなげていきます。



5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和12(2030)年度までの7年間とします。また、社会情勢やスポーツ施策の動向の変化及び本区の基本計画の改定に合わせて見直しを行います。

